

令和4年度  
第3回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和4年8月5日（金）16：00～  
場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館  
共用大会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について（伝達）
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について  
部会報告  
答申
- 3 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等について
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性について（答申）

（以下、必要性有りの答申が出た場合）

- 5 特定（産業別）最低賃金の改正決定諮問について
- 6 特定（産業別）最低賃金専門部会設置について
- 7 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- 8 その他

## 令和4年度 第3回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

### 目 次

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
- 2 関係法令（最低賃金法等）抜粋
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定について(報告書) ※継続審議のため欠番
- 4 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性有無について(報告書)
- 5 沖縄地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金専門部会運営規定(案)
- 6 沖縄地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金審議計画(案)
- 7 答申日別「特定最低賃金額最短効力発生予定日」

令和4年8月2日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

## 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

## 記

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な关心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 4 年 8 月 1 日

- 1 令和 4 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率（規模計）は 2 % を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 1.5 %（最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値）であったことに加え、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.1 % となっている。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

ただし、第 4 表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支

払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。

#### イ 労働者の生計費

また、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%（対前年同月比）となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっている。消費者物価指数については、基本的には、「基礎的支出項目」及び「選択的支出項目」の双方を含む「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、必需品的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。

#### ウ 通常の事業の賃金支払能力

一方、通常の事業の賃金支払能力については、一部の産業や企業ではなく全産業や企業全体の賃金支払能力を指すと解されるところ、関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、平成31年1～3月期は6.0%、令和2年4～6月期は4.4%、今年1～3月期は6.3%となっており、コロナ前の水準への回復が見られる。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和2年6月の▲31から今年6月には+2となっており、また、中小企業景況調査では、令和2年4～6月の▲66.7から今年4～6月には▲19.4となっているように、コロナ禍からの改善傾向が見られる。

ただし、「宿泊業、飲食サービス業」では、現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1～3月期の売上高経常利益率は▲4.5%となっている。また、足下では、国内企業物価指数が9%を超える水準で推移している中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあると考えられる。

このように、企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少くないことに留意する必要がある。

#### エ 各ランクの引上げ額の目安

以上から、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃

金上昇率は、平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があること、②労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、③通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。こうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランク同額としたが、今年度はAランクにおいても足下では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる。一方、③地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等も考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

#### オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以

上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金について、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げていくためには、特に、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

さらに、下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安小委員会の公益委員としては、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参照しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

また、今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。

なお、公益委員見解を取りまとめに当たって参考した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 参考資料

### 連合 春季賃上げ妥結状況

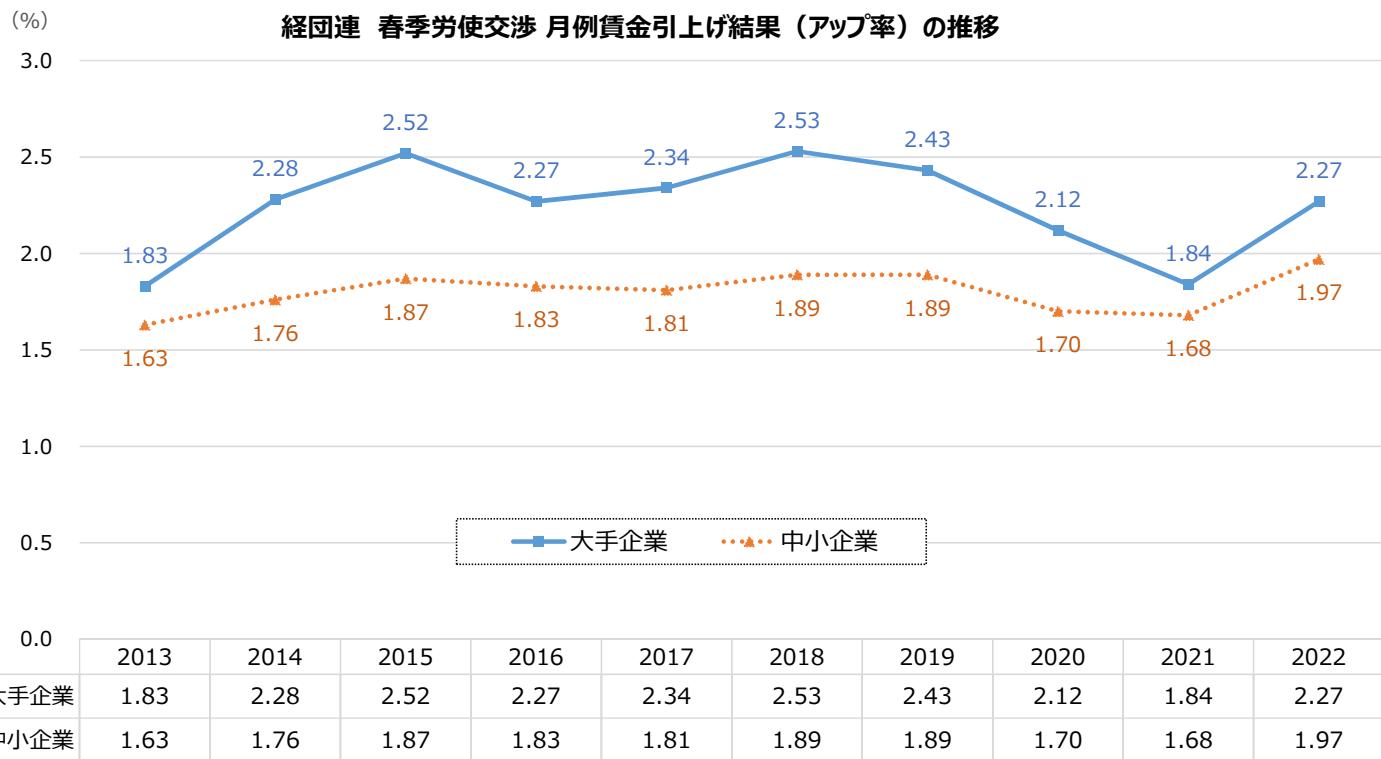
- 2022年の連合 春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果(2022年7月5日公表)では、賃上げ率は2.07%(中小賃上げ率は1.96%)となっている。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5
● 賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07
◆ 小中賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

- 2022年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業2.27%（最終集計）、中小企業1.97%（第1回集計）となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2021年までと2022年大手企業は最終集計結果、2022年中小企業は第1回集計結果

## 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額			1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R 3年	R 4年 6月		R 3年	R 4年 6月	R 3年	R 4年 6月	R 3年		R 4年 6月	R 3年		R 4年 6月	R 3年		R 4年 6月				
	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	男
女	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	
																0.1	1,218	1,228		
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	計
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	計
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	



# 消費者物価指数の指標

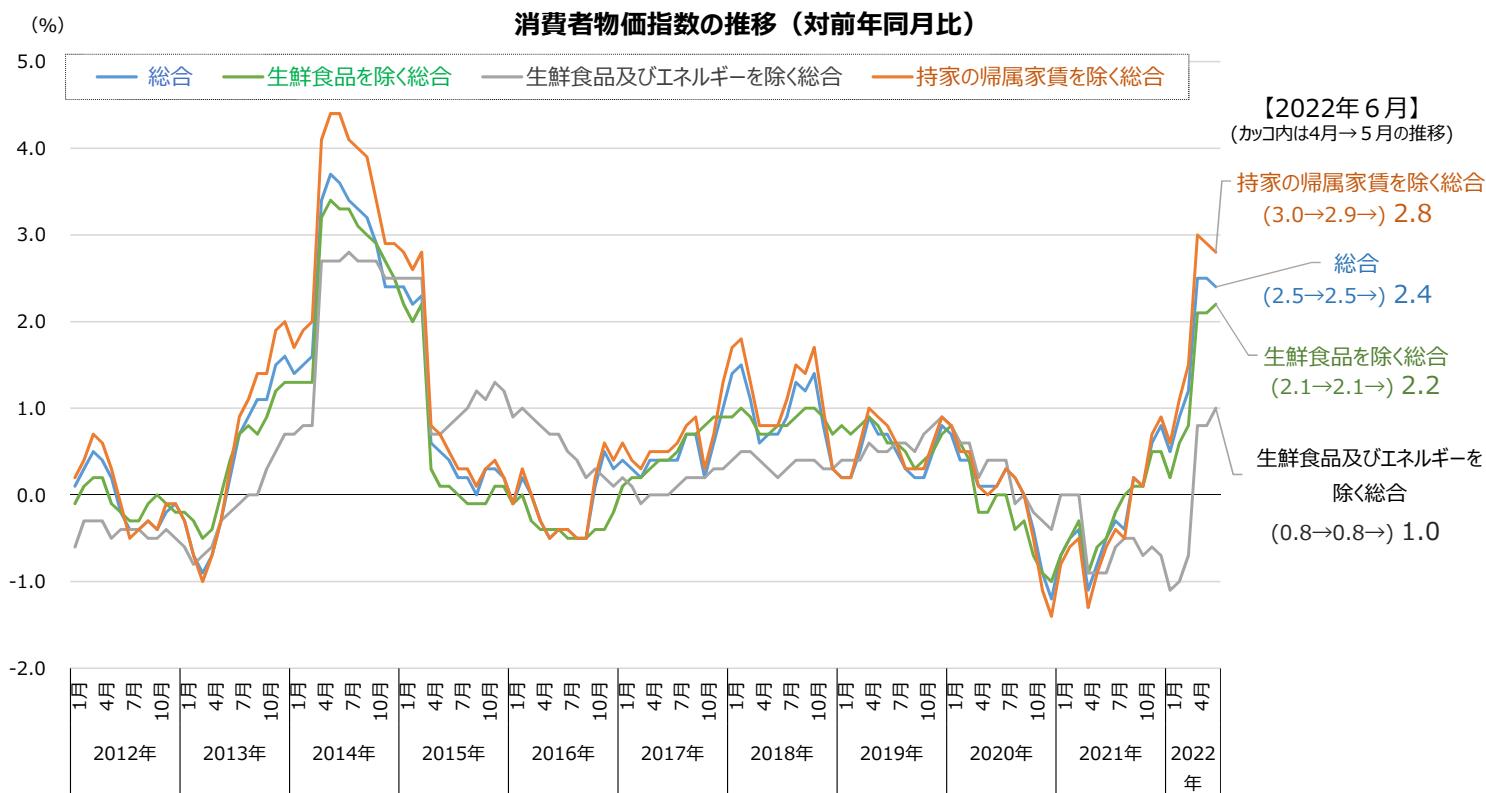
- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指數を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

(資料出所) 総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A(回答)」「家計調査に関するQ&A(回答)」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」(平成30年4月19日)を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

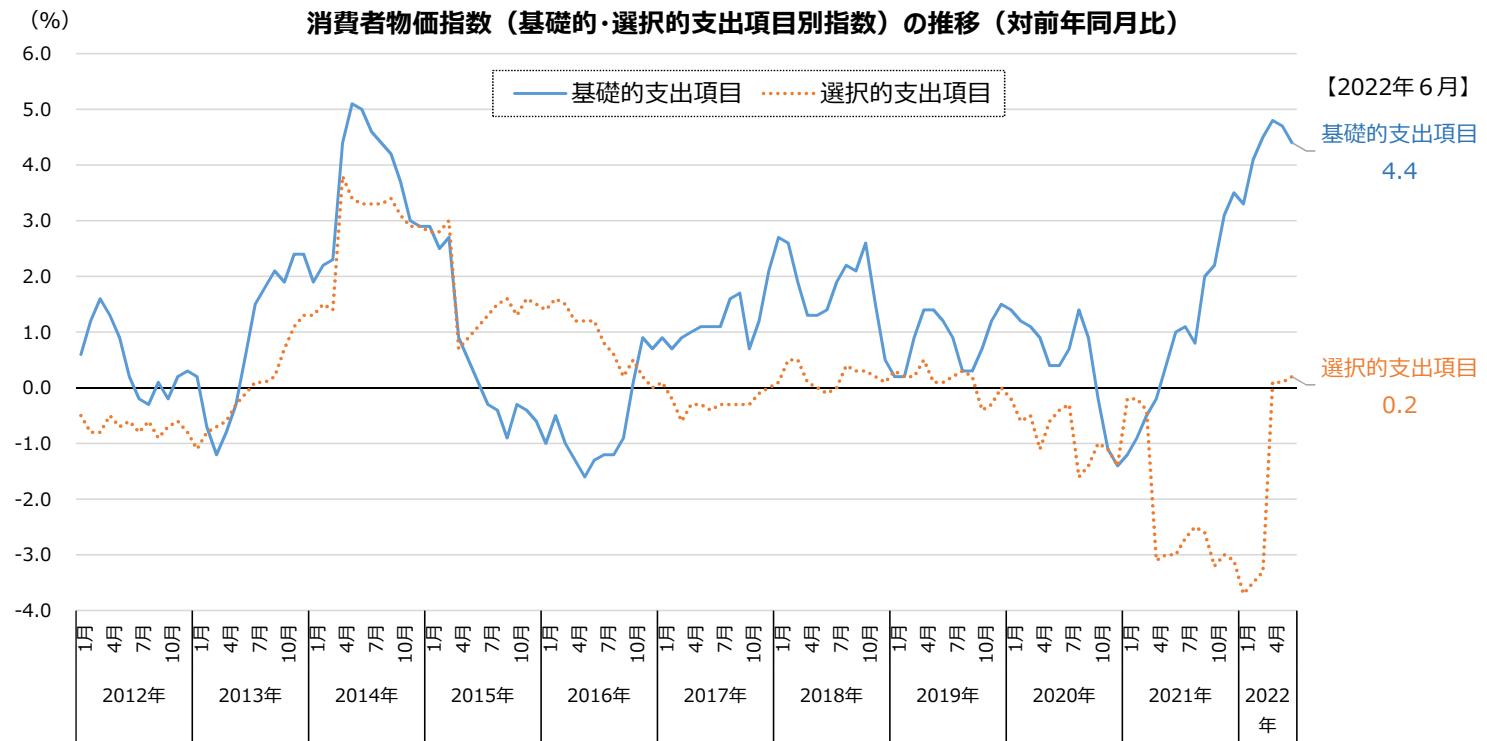
## 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2022年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.4%、「生鮮食品を除く総合」は+2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.8%となっている(いずれも対前年同月比)。



# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指標」の推移

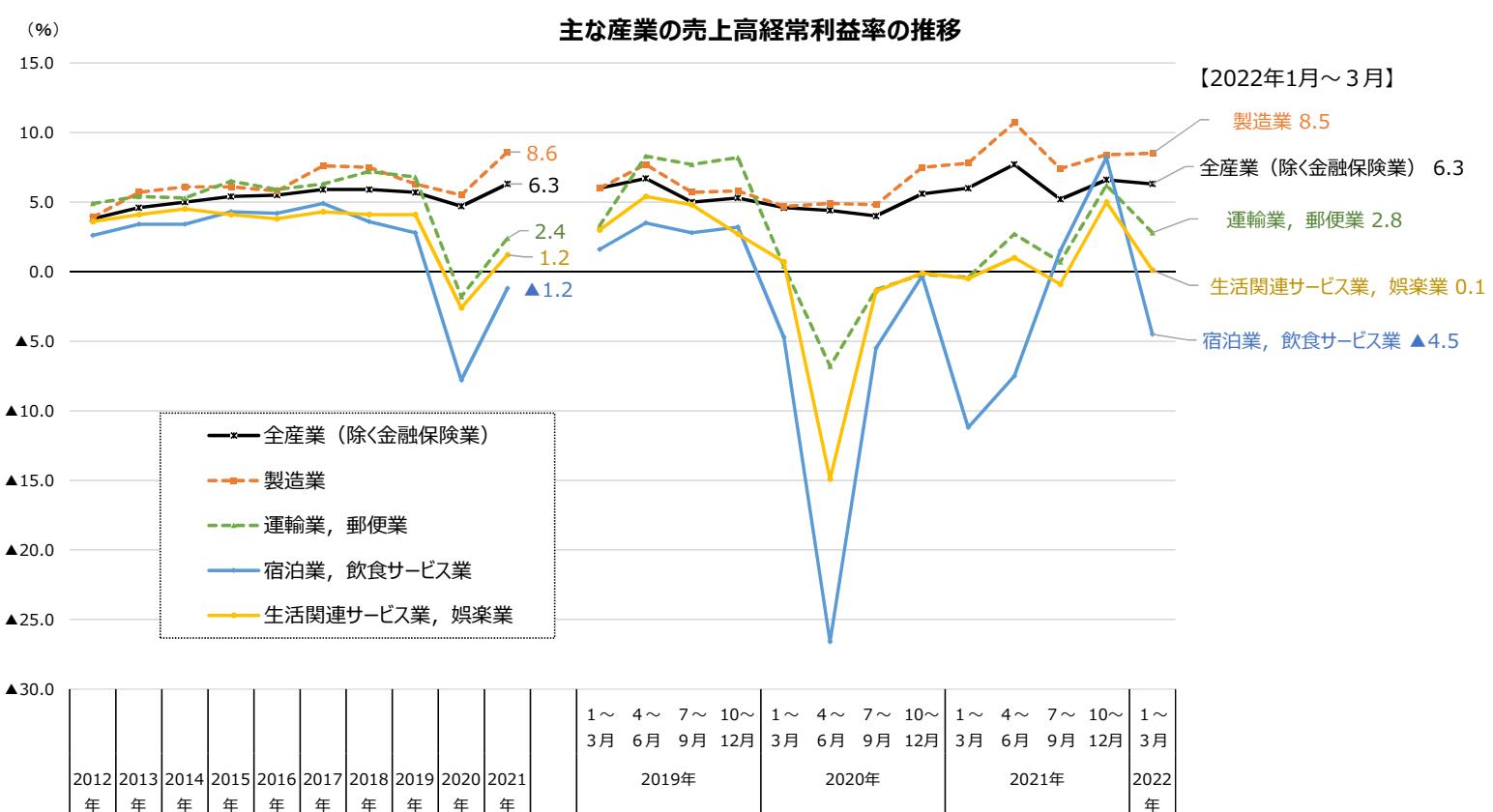
- 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指標」(対前年同月比)を見ると、2022年6月では、「基礎的支出項目」は+4.4%である一方、「選択的支出項目」は+0.2%となっている。



8

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

- 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



9

## (参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019年				2020年				2021年				2022 年			
								2019年				2020年				2021年							
								1~3 月	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	4~6 月	7~9 月	10~12 月	1~3 月	4~6 月	7~9 月	10~12 月				
全産業(除く金融保険業)	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
製造業	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.5
非製造業	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.4
農林水産業	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	24.4
建設業	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	7.9
電気業	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5
ガス・熱供給・水道業	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	8.6
情報通信業	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	9.0
運輸業、郵便業	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	2.8
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.3
不動産業、物品販賣業	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.2
サービス業	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	9.0
宿泊業、飲食サービス業	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	▲4.5
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	19.9
教育、学習支援業	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8
医療、福祉業	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	3.2
職業紹介・労働者派遣業	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.5
その他のサービス業	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

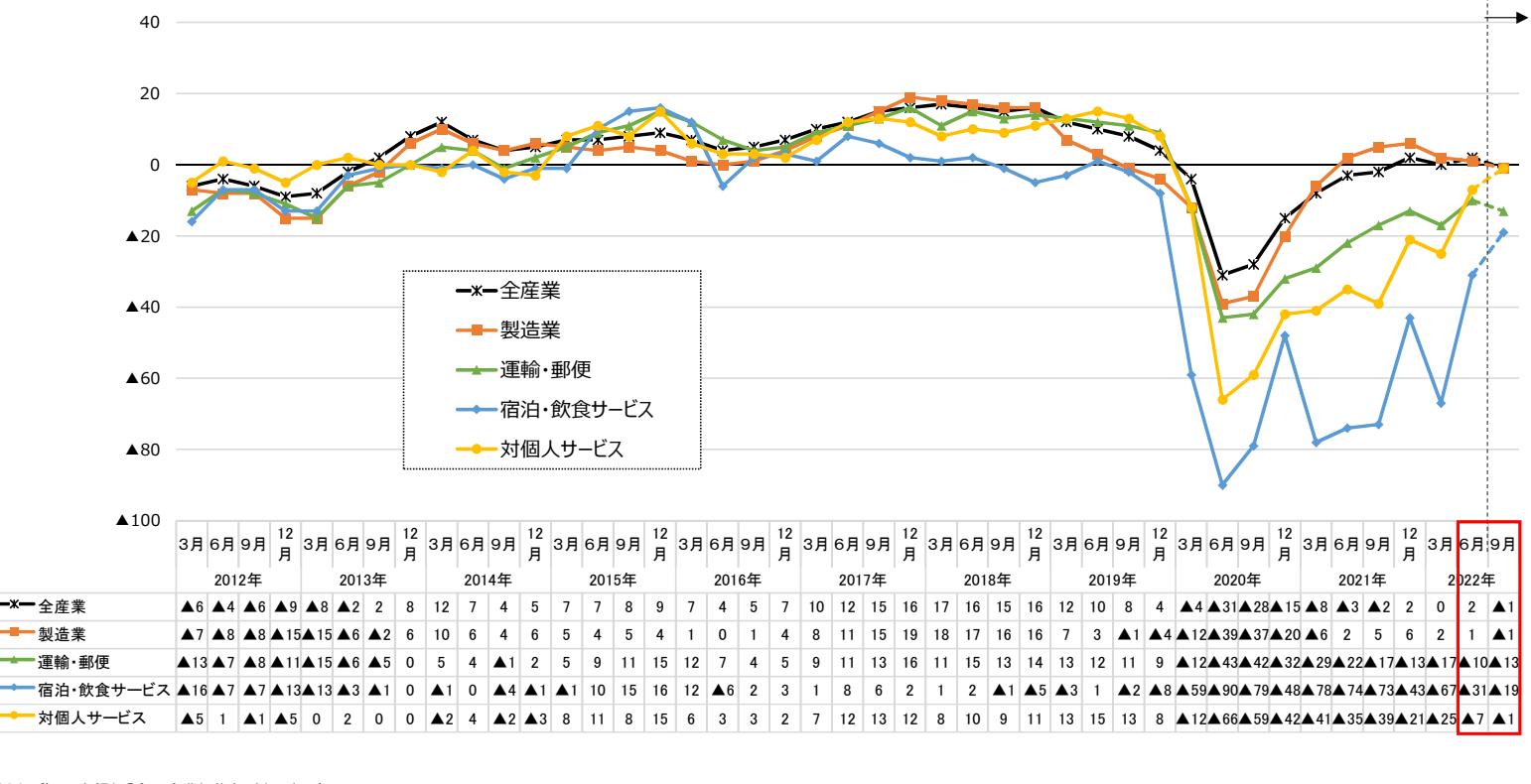
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 曆年の数値は、四半期データを合算して作成。

10

## 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校・各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

11

# 中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和元年			令和2年				令和3年				令和4年	
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

12

## 国内企業物価指数(前年同月比)の推移

- 国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2022年6月は速報値。

13

# 消費者物価指数の対前年上昇率の推移(全国・ランク別)

(単位: %)

区分	年	令和4年										(参考) 令和4年 1月～6月 の各ランク の平均					
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年		1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8
A ランク		△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7
B ランク		0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5
C ランク		△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7
D ランク		0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

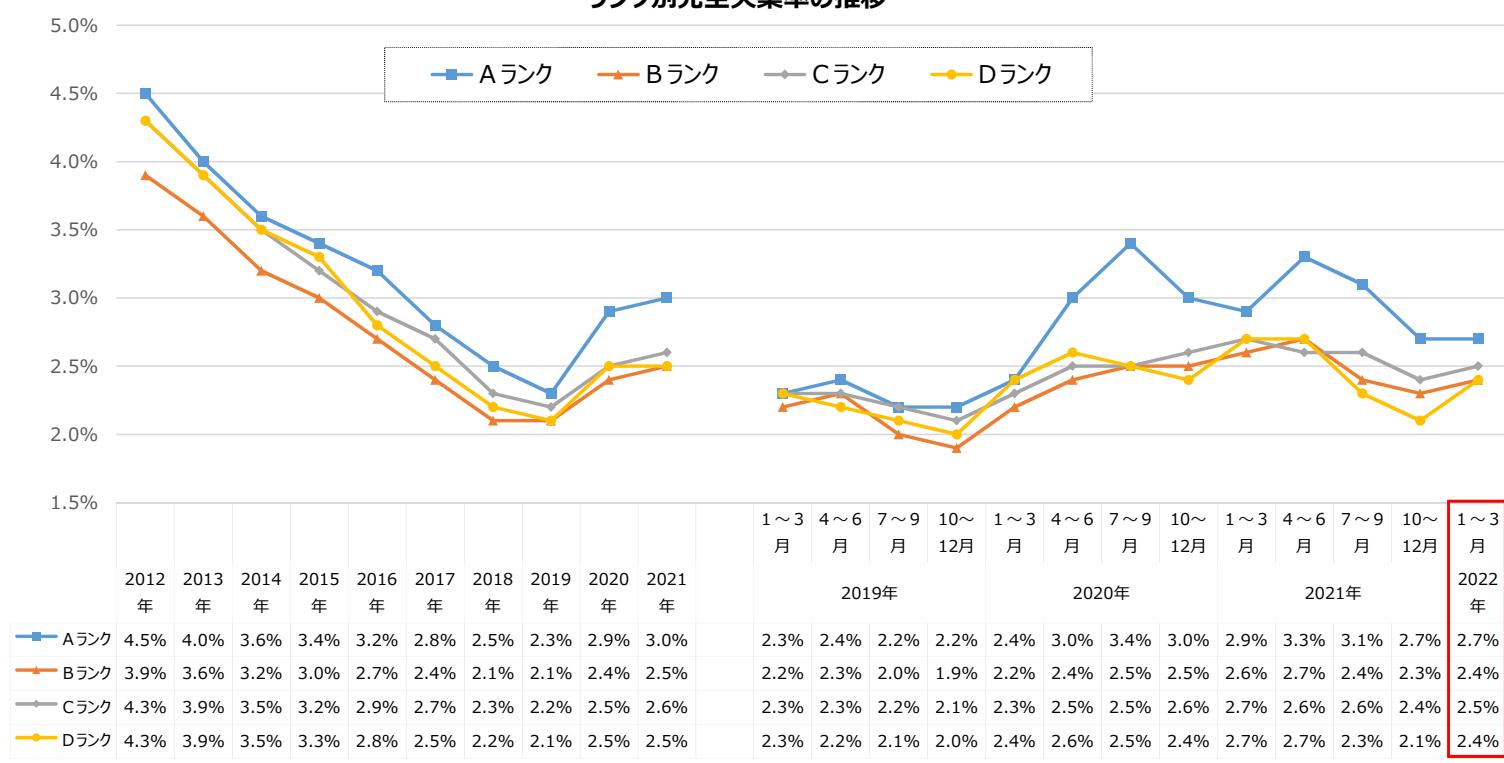
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、各年における適用ランクである。

## ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、足下では一時期に比べて改善している。

ランク別完全失業率の推移



(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

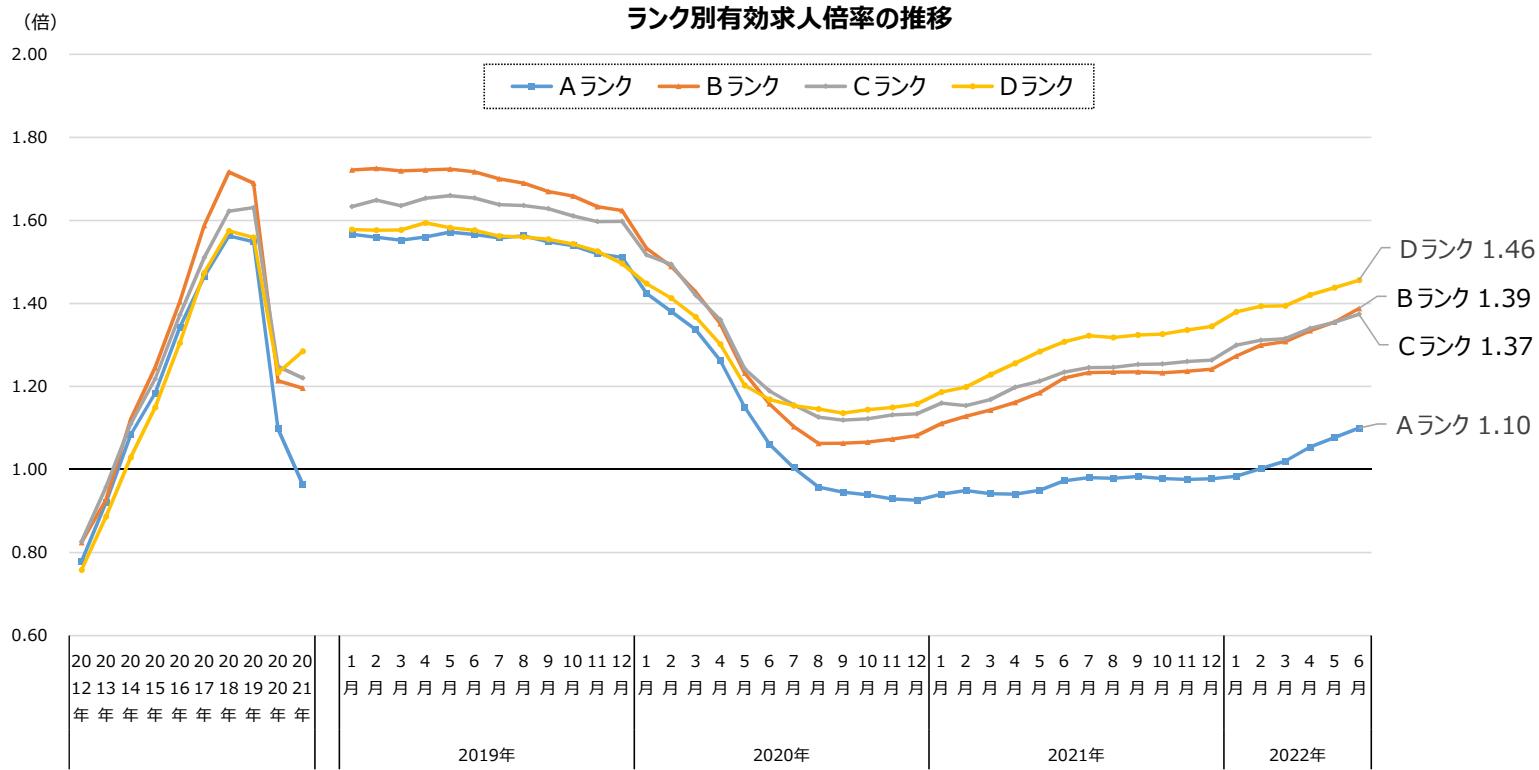
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。



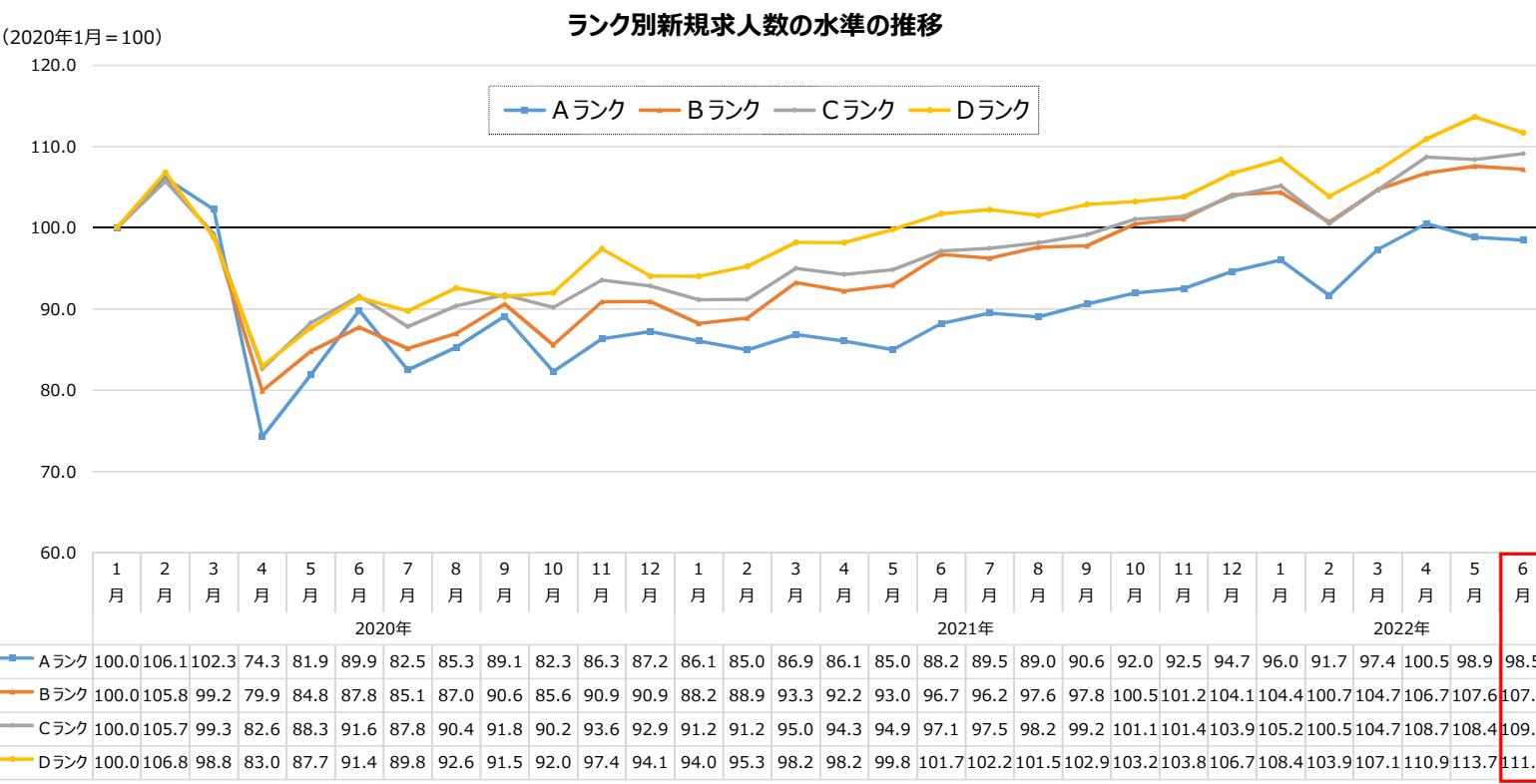
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

16

## ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いているが、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年1月の水準を概ね回復している。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。  
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

17

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 4 年 8 月 1 日

### 1 はじめに

令和 4 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

### 2 労働者側見解

労働者側委員は、直近 2 年はコロナ禍の影響を意識した審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられる中で経済は回復基調にあるとの認識を示した上で、今後重要なことは、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことであり、そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要で、その重要な要素の 1 つが最低賃金の引上げにほかならないと主張した。

また、本年の春季生活闘争で労働組合は「人への投資」を積極的に求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応え、これまで以上の賃上げの広がりと底上げを図ることができたと述べた上で、労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、年間 2,000 時間働いても年収 200 万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、また、連合が公表している最低限必要な賃金水準では、最も低い県であっても時間単価で 950 円 を上回らなければ単身でも生活できないとの試算結果が出ていることも踏まえ、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきであると主張した。

さらに、昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしていることや、特に基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇が最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していることを述べるとともに、この実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると主張した。なお、企業物価も上昇していることから、中小企業において円滑に価格転嫁ができるよう強力に支援を図り、もって最低賃金引上げに向けた環境を整備することが重要であるとも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきで

あると主張した。

そして、地域間の額差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響があるとの懸念を示すとともに、昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは全てDランク県であり、これは人材確保に対する地方の危機感の現れであって中央最低賃金審議会としてもこの点を受け止めるべきとの認識を示した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、併せて地域間格差の是正に向けてC・Dランクの底上げ・額差改善につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く経営環境について、企業規模や業種により、回復基調の格差が生じ、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁や、エネルギー問題などの国際経済情勢の変化の影響を大きく受け、予断を許さない状況であるとの認識を示した。

加えて、中小企業の労働分配率が80%程度と高い中、近年の最低賃金は、過去最高額を更新する引き上げが行われ、影響率も高止まりしており、多くの中小企業から経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声があると述べた。

その上で、今年度の目安については、引き続き新型コロナウイルス感染症や、急激な原材料費等の高騰や物価の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小企業の経営状況や、地域経済の実情を各種資料から的確に読み取り、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づいて慎重な審議を行うべきと主張した。

さらに、地方における昨年度の答申に対する不信・不満を払拭できるよう、地方が納得できる目安を示すべく議論を尽くしたいと述べ、目安額とそれを見き出すロジックについて、地方最低賃金審議会の委員や、目安額を報道で知ることとなる労働者・企業が納得できるものを示すことが求められると訴えた。

また、「生産性が向上し、賃上げの原資となる収益が拡大した企業が、自主的に賃上げする」という経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業に対する一層の支援を含め、産業構造上の上流から下流まで、企業規模にかかわらない、さらなる生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の充実が不可欠であると主張した。

中央最低賃金審議会の目安額は地方最低賃金審議会を拘束する性質のものではないことを小委員会報告に明記し、さらに地方最低賃金審議会は地域別最低賃金額

及び発効日について、当該地域の実態を踏まえて決定できることを確認したいとの認識を示した。

また、使用者側は、各種統計等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引き上げの実態を示し、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ第4表を重視する旨を従来から主張しており、令和2年度・3年度は、「コロナ感染症という未曾有の影響があり、もはや通常の経済活動ができる状況とは言えない特殊な事情であったことから、第4表に重点を置いた議論ができなかった」ということであり、今後も第4表を重視しつつ、他の指標も勘案して目安審議を進めていくスタンスに変わりないことを明言した。その上で、今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議していく必要があると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充

に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

(以下、別紙1と同じ)

## 資料 2

### 最 低 賃 金 法 (抜粋)

(特定最低賃金の決定)

第 15 条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定することができる。

第 16 条 前条第 2 項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第 17 条 第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となったと認められるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(会長)

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。  
3 会長は、会務を総理する。  
4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会)

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。  
3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。  
5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

## 最 低 賃 金 審 議 会 令 (抜粋)

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第3項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 最 低 賃 金 法 施 行 規 則 (抜粋)

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第11条第1項 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。



沖地最審小第 3 号  
令和 4 年 8 月 5 日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会  
委員長 島袋 秀勝

沖縄県新聞業最低賃金外 3 業種の特定（産業別）最低賃金改正  
決定の必要性の有無について（報告書）

当委員会は、令和 4 年 7 月 29 日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定については、改正決定をすることを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、その他の下記の特定（産業別）最低賃金については、全会一致に至らなかつたので必要ありとすることはできないとの結論に達したので併せて報告する。

なお、本件の審議に当たつた当委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金
- 2 沖縄県各種商品小売業最低賃金
- 3 沖縄県糖類製造業最低賃金

## 資料4

別紙

### 公益代表委員

委員長	島袋 秀勝	弁護士
委員長代理	西村 オリエ	弁護士
	岩橋 培樹	琉球大学国際地域創造学部教授

### 労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
鎌田 健嗣	UA ゼンセン沖縄県支部長
照喜名 朝和	沖縄電力関連産業労組総連合 副事務局長

### 使用者代表委員

新垣 朝雄	那霸商工会議所中小企業相談部次長
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事
比嘉 華奈江	株式会社 Life is Love 代表取締役

## 資料 5

### 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県●●業最低賃金専門部会運営規程（案）

#### （目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県●●業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

#### （構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

#### （会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

#### （実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことが出来る。

#### （委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

#### （会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

#### （会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換

若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができます。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは審議経過を取りまとめ、書面により沖縄地方最低賃金審議会会长に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県●●業最低賃金についての全ての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和4年●月●日から施行する。

令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金審議計画(案)

資料 6

No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	(公 益 調 整)	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7. 4 (大会議室)	月	1回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域専門部会の設置 ○運営小委員会の設置 ○地域最賃改定諮問 ○令6条第5項適用 ○年間審議日程計画					
	7. 4(月) ~7. 19(火)			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/4~7/19)				専門部会委員の推薦に係る公示(7/4~7/19)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7. 21 (中会議室)	木						1回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 25 ~7. 27 (事業場)	月 ~ 水						2回	○(地域別)事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7. 29 (大会議室)	金	2回 14:00		○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 15:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	3回 16:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定)	
5	8. 1 (大会議室)	月						4回 15:00	○(地域別)額提示、調整	
6	8. 3 (大会議室)	水						5回 15:00	○(地域別)額調整、(結審)	
	8. 3(水) ~8. 18(木)							地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合		庁舎掲示板/HP に掲示
7	8. 5 (大会議室)	金	16:00	○特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合；採決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 14:00	○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	○(地域別)額調整予備(結審)	
	8. 5(金) ~8. 22(月)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/5~8/22)				(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/5~8/22)		庁舎掲示板/HP に掲示
8	4.8.19 (大会議室)	金	4回 9:30		異議審(8/3答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	4.8.23 (中会議室)	火			異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会			
			回数	(公 益 調 整)	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題		
9	4.8.31 (大会議室)	水						1回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業		
10	9. 7 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)		
11	9. 8 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)		
12	9. 13 (中会議室)	火						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇新聞業		
	9. 13(火) ～28(水)								特定最賃 (新聞) 答申に対する労働者及び使用者から の意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示	
13	9. 15 (大会議室)	木						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業		
	9. 15(木) ～9. 30(金)								特定最賃 (自動車) 答申に対する労働者及び使用者か らの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示	
14	9. 16 (大会議室)	金						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種小売業		
	9. 16(金) ～10. 3(月)								特定最賃 (各種商品) 答申に対する労働者及び使用者 からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示	
15	9. 20 (大会議室)	火						3回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業		
	9. 20(火) ～10. 5(水)								特定最賃 (糖類) 答申に対する労働者及び使用者から の意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示	
16	9. 21、22 (大会議室)	水 木						4回 15:00	(産業別) ○額の調整 (結審：予備日)		
17	9. 28 (大会議室)	水	15:00		○(産業別) 額調整、(採決：予備日) ※専門部会で結審に至らなかった場合						
	9. 28(水) ～10. 13(木)								特定最賃 (各業種) 答申に対する労働者及び使用者か らの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/HP に掲示	
18	10. 6 (大会議室)	木	15:00		異議審 (新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業) (予定) 異議申出内容にかかる審議 (9/13 (新聞)、9/15 (自動車)、9/16 (各種商品)、9/20 (糖類) 結審の場合)						
19	10. 7 (大会議室)	金	15:00		異議審 (新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業) (予備日) 異議申出内容にかかる審議 (9/13 (新聞)、9/15 (自動車)、9/16 (各種商品)、9/20 (糖類) 結審の場合)						
20	10. 14 (中会議室)	金	15:00		異議審 (各業種) (予定) 異議申出内容にかかる審議 (9/28 (各業種) 結審の場合)						

## No.3

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会			
			回 数	(公 益 調 整)	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題		
21	5. 3. 10 (大会議室)	金	5回 16:00		<input type="checkbox"/> 令和4年度の審議会総括について <input type="checkbox"/> 令和5年度産業別最低賃金申出意向確認 <input type="checkbox"/> 最低賃金専門部会の廃止について <input type="checkbox"/> その他						

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
審議会開催日程				第1回 本審																	第1回 専門部会	予備日				第2回 専門部会（事業場視察）実施予定期		・第2回 本審 ・第1回 運営小委員会 ・第3回 専門部会	予備日			
開催時間				15:00																	15:00	15:00							14:00～ 15:00～ 16:00～			
公示期間					地質改正諮問意見聴取公示(19日まで)									第2回本審開催公示(27日まで)																→		
					専門部会委員推薦公示(19日まで)																第3回本審開催公示(8月3日まで)								→			

【答申別最短発効予定 (地域最賃)	答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日					
	8月3日	水	8月18日	木	8月19日	金	8月30日	火	9月29日	木
	8月4日	木	8月19日	金	8月22日	月	8月31日	水	9月30日	金
	8月5日	金	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
	8月6日	土	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
	8月7日	日	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
	8月8日	月	8月23日	火	8月24日	水	9月2日	金	10月2日	金
	8月9日	火	8月24日	水	8月25日	木	9月5日	月	10月5日	水
	8月10日	水	8月25日	木	8月26日	金	9月6日	火	10月6日	木
	8月11日	木	8月26日	金	8月29日	月	9月7日	水	10月7日	金
	8月12日	金	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
	8月13日	土	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
	8月14日	日	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
	8月15日	月	8月30日	火	8月31日	水	9月9日	金	10月9日	日
	8月16日	火	8月31日	水	9月1日	木	9月12日	月	10月12日	水

(特賃)

答申公示日	異議申出締切日	異議審査日		官報公示予定日	発効予定日
9月13日	火	9月28日	水	9月29日	木
9月14日	水	9月29日	木	9月30日	金
9月15日	木	9月30日	金	10月3日	月
9月16日	金	10月3日	月	10月4日	火
9月17日	土	10月3日	月	10月4日	火
9月18日	日	10月3日	月	10月4日	火
9月19日	月	10月4日	火	10月5日	水
9月20日	火	10月5日	水	10月6日	木
9月21日	水	10月6日	木	10月7日	金
9月22日	木	10月7日	金	10月11日	火
9月23日	金	10月11日	火	10月12日	水
9月24日	土	10月11日	火	10月12日	水
9月25日	日	10月11日	火	10月12日	水
9月26日	月	10月11日	火	10月12日	水
9月27日	火	10月12日	水	10月13日	木
9月28日	水	10月13日	木	10月14日	金
9月29日	木	10月14日	金	10月17日	月
9月30日	金	10月17日	月	10月18日	火
				10月31日	月
					11月30日

資料7

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)